

福祉サービス

市民一人ひとりが、喜びや生きがいを持って暮らしていけるよう、市ではさまざまな福祉サービスを行っています。
気軽に相談してください。

〔施設で受けるサービス〕

● 児童デイサービス

日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

● 短期入所

家族が介護疲れなどで一時的に介護できなくなったとき、短期間施設で世話をします。

● グループホーム・ケアホーム

障害者の自立を促すため、共同で生活をします。

● 福祉作業所などへの通所

障害などのために雇用されることが難しい人へ、通所により必要な訓練を行います。

〔助成サービス〕

● 医療費の助成

心身障害者(児)の医療費の自己負担額を助成します。

● 難病療養者医療費助成

特定疾患療養者と重症認定者・小児慢性特定疾患療養者の医療費の自己負担額を助成します。

● 特定疾患療養者

月額／14,000円(入院)、2,000円(通院) ※限度額
〈重症認定者・小児慢性特定疾患療養者〉

● 移動支援事業

買い物などの用事があり、外出するとき、移動の手伝いをします。

● 補装具の支給

補装具(車いす、義足など)を購入・修理する場合に、費用の一部を助成します(要事前申請)。

〔生活保障〕

● 特別障害者手当

常に特別の介護を要する在宅の重度障害者に支給します。

月額／26,340円

● 特別児童扶養手当

在宅の障害児を養育している人に支給します。

月額／50,550円(1級)、33,670円(2級)

● 障害児福祉手当

常に介護を要する在宅の重度障害児に支給します。

月額／14,330円

● 在宅重度知的障害者およびねたきり身体障害者福祉手当

対象者に支給します(特別障害者手当などを受給している場合は除く)。

月額／8,650円

● 心身障害児養育手当

知的障害児、身体障害児の養育者に支給します。

年額／10,000円

● 心身障害者扶養年金制度

心身障害者を扶養している人で、県の心身障害者扶養年金に加入し、月々一定の掛け金を納

付していた人に万一のことがあった場合、残された心身障害者に終身一定の年金を給付します。

〔給付〕

● 日常生活用具などの給付

在宅障害者(児)に日常生活用具(ストマ装具、歩行補助つえなど)を給付します(要事前申請)。

● 家族介護用品給付

在宅の重度障害者(児)を介護する人の負担を軽減するため、紙おむつを支給します。

児童・母子(父子)のために

〔助成制度〕

● 紙おむつ購入券

2歳未満の乳幼児を養育している人に支給します。

月額／3,000円分

● 子ども手当

中学生修了までの児童を養育している人に支給します。

月額／13,000円

● 児童扶養手当

父母の離婚などの理由によりその児童を養育している人に、支給します。

月額／41,550円から9,810円 ※第2子以降加算あり

● ひとり親家庭等医療費助成

医療費の自己負担額の一部と

業の負担額の一部を助成します。

〔家庭児童相談室〕

家庭における児童育成について、家庭相談員がさまざまな相談を受けます(子育て支援課内)。

ドメスティックバイオレンス(DV)被害者の支援

〔DV(家庭内暴力)相談〕

配偶者やパートナーなどからの暴力に悩んでいる人の相談を受けます。

〔DV被害者緊急避難支援〕

配偶者などから暴力を受けた人で、所持金などもなく、県の女性サポートセンターに入所できない場合に、緊急避難するための費用を支給します。

支給額／1人1日当たり3,000円 ※3日を限度

各種サービスには利用負担や所得の制限があります。利用の際に確認してください。

問い合わせ先

社会福祉課障害福祉班

☎ 62・5351

子育て支援課子育て支援班

☎ 62・8012

家庭児童相談室

☎ 62・5362